鹿児島市交通局バス手入れ業務仕様書

１　業務場所　　新栄営業所　鹿児島市新栄町２２番２８号

２　契約期間　　令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

３　業務内容

(1) 下廻りの洗浄、エンジン廻りの洗浄（指定車を除く）及びウエスでの清掃
(2) バッテリー洗浄、液点検及び補給
(3) ウィンドウォッシャー液補給
(4) エアークリーナーの清掃
(5) 冷暖房吸込フィルターの清掃
(6) オートグリスター本体のグリス点検及び補給
(7) オートグリスター給脂以外のグリスアップ
(8) 車椅子乗降用スロープ板のグリスアップ
(9) 上記(1)から(8)に付随する業務

４　作業日時

(1) 作業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
(2) 作業時間は、７時３０分から１３時００分までとする。

５　業務場所に、自動車整備又は手入れ作業に１年以上従事した経験者を常時２名（この内、１名は大型１種自動車運転免許を有していること）を配置すること。

６　受注者は、この仕様書に記載された事項を、作業員に周知徹底させること。

７　この作業に要する施設・設備・機械器具等については、発注者が貸与するものとし、使用にあたっての取扱いに十分注意して保守管理に努めるとともに、安全かつ確実な方法で業務が遂行されるよう適切な現場管理を行うこと。

８　受注者は、本業務を処理するにあたって、次に掲げる事項について留意することとし、係員から指示されたときは、速やかに是正をし、必要な措置を講じること。

(1) 作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
(2) 出勤表を作成して１月ごとに発注者に提出すること。
(3) 作業員が出勤したときは、自ら出勤表に押印させ、出退勤を係員に報告させるものとすること。また作業員の休暇、遅刻、早退の場合は、交代の作業員を遅滞なく配置すること。
(4) 作業員に対しては、常に服装を正させ、作業を安全かつ確実に行わせること。

(5) 常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように指導を行い、作業員に徹底させること。

(6) 作業時間中に施設・設備・機械器具等を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。

(7) 作業員は、作業のため車両の移動を行う場合は、免許取得者が行うとともに事故防止に十分留意すること。また、車両の往来に十分注意し、構内事故防止に努め、安全に作業を行えるように配慮すること。

(8) 作業員等が通勤等に使用する自動車による駐車場の使用は原則禁止とする。

9　受注者は、契約締結後、速やかに作業員名簿（氏名・作業経験年数・採用年月日及び保有する資格名等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

１０　作業のため必要な部品及び材料は、発注者の負担とする。

１１　労働環境の確認に関する特記事項

(1)　受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。

(2)　発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

(3)　発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。